

第2期 飯塚市子ども・子育て支援事業計画案 第4章に関する質問・意見および回答

【資料1】

番号	素案箇所	質問	回答	担当課																																
1	人口推計 P9-10	<p>○出生の状況、児童人口の推移 今一度、「量の見込み」に関して確認させていただければと存じます。</p> <p>①飯塚市の出生率が1.58から1.75へ増えている状況の中で、人口推計の読みで大丈夫でしょうか。</p> <p>②飯塚市子ども・子育て支援事業計画の「平成27年3月」と「令和2年3月(案)」を照らし合わせてみました。</p> <p>下表のように、過去に打ち出した推計を上回るペースで推移しております。このままでは今以上に受け皿が足りなく恐れはありませんでしょうか。</p> <table border="1" data-bbox="313 606 1030 893"> <thead> <tr> <th></th> <th>【推計 H31(R1)】</th> <th>【実績 H31(R1)】</th> <th>【差】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・0歳</td> <td>85</td> <td>988</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>・1歳</td> <td>1023</td> <td>1047</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>・2歳</td> <td>1045</td> <td>1084</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>・3歳</td> <td>1069</td> <td>1149</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>・4歳</td> <td>1101</td> <td>1113</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>・5歳</td> <td>1095</td> <td>1126</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>・0-5歳</td> <td>6318</td> <td>6507</td> <td>189</td> </tr> </tbody> </table> <p>・人口推計のように人口が減少しない。 ・保育士不足などの理由で定員減が起きている。 →「確保の方策」だけでなく、計画自体を見直す必要があるように感じます。</p>		【推計 H31(R1)】	【実績 H31(R1)】	【差】	・0歳	85	988	3	・1歳	1023	1047	24	・2歳	1045	1084	39	・3歳	1069	1149	80	・4歳	1101	1113	12	・5歳	1095	1126	31	・0-5歳	6318	6507	189	<p>人口推計については、年齢別かつ1年ごとに算出している住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法によるもので算出しております。5年間の計画期間の「子ども・子育て支援事業計画」では、年度ごとに子どもの年齢別人口から見込みをたてることとなっていることと、本市として統一した人口推計の方法を定め、各種行政計画策定時には、この推計を利用するよう取り決めをしております。そのため、人口推計を変更することはできません。</p> <p>※資料1-1参照</p>	子育て支援課
	【推計 H31(R1)】	【実績 H31(R1)】	【差】																																	
・0歳	85	988	3																																	
・1歳	1023	1047	24																																	
・2歳	1045	1084	39																																	
・3歳	1069	1149	80																																	
・4歳	1101	1113	12																																	
・5歳	1095	1126	31																																	
・0-5歳	6318	6507	189																																	
2	提供区域 P33-34	<p>○教育・保育 提供区域：全市 本市における教育・保育提供区域につきまして、市内全域を30分程度で移動できるとありますが、登園準備や通勤・帰宅ラッシュの時間帯を勘案した場合、本当に30分程度で移動できますでしょうか。</p> <p>地域子育て支援センターと同じように、5地区（飯塚・穂波・庄内・筑穂・穎田）をベースにして配置状況を考える必要はありませんでしょうか。</p> <p>次回会議におきまして、5地区での「量の見込み・確保の内容」が共有できれば、より具体的な課題や方策が見えてくると考えます。ご対応いただけますと幸いです。</p>	<p>提供区域については、別紙のとおり検討し「全市」とさせていただきたいと思っております。特に幼稚園については園バスにより市内全域から通っている状況でもあります。また、施設整備を行う際には保育のニーズが多い地域を考慮していきたいと考えております。なお、計画案に記載の「市内全域を30分程度で移動できる」の記載については、30分程度で移動できる範囲を提供区域としなければならないように見えるため文言を修正いたします。</p> <p>※資料1-2参照</p>	子育て支援課																																

番号	素案箇所	質問	回答	担当課
3	放課後児童健全育成事業 P 39-46	放課後児童健全育成事業において、支援者の人数は条例で1教室あたり2名(2名以上?)と決められているとのことですが、1教室あたりの児童数も同じように何名まで決められているのですか?	「飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」により、一の支援の単位(集会室)を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされています。 ※資料1-3参照	学校教育課
4	放課後児童健全育成事業 P 39-46	○放課後児童健全育成事業について これまでは省令基準で1教室あたり子どもの数40人以下、指導員は2人以上、指導員のうち1人は必ず学童保育の固有の研修を受け、資格を持った人を当てるとされていました。(あえて支援員ではなく、指導員と書きました。)今年5月に可決された「第9次地方分権一括法」において、全国一律ではなく区市町村が条例で設定できるようになったようですが、飯塚市の条例ではどのように定められているのでしょうか? 前回の会議で一部屋に対して支援員が二人、市の条例で決まっている、と、ありましたが、一部屋に対しての子どもの数(もしくは支援員に対する子どもの数)を教えてください。保育の質はどのように保たれているのか、されていることがあれば合わせて教えて欲しいです。	令和2年4月1日以降、放課後児童クラブの支援員の配置及び資格に係る「従うべき基準」が「参酌基準」へ見直され、各市町村で基準を設けることが可能となりますが、飯塚市では以前から規定している「国の従うべき基準」に基づくものとして改正は行っていません。 一支援単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とし、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1名は一定の基準を満たし、認定研修を受講したものとされています。 児童数に関しては、一の支援の単位(集会室)を構成する児童の数は、おおむね40人以下と規定しています。 放課後児童クラブの質の確保に関しては、各施設の児童数、配慮を必要とする児童の状況に応じて支援員を配置し、児童の安全の確保に努めています。 ※資料1-3参照	学校教育課
5	一時預かり事業 P51-52	○一時預かり事業について まず、一時預かりが在園児を対象にしたものと、修学前児童全般を対象にしたものとあり、分かりにくいです。文言を「延長保育」「一時預かり」にした方が分かりやすいのでは?と感じます。	在園児を対象としたものについては「預かり保育」、就学前児童全般を対象としたものについては「一時預かり」と表記させていただきます。「延長保育」は通常「時間外保育」のことを指すことが多いため、「預かり保育」と表記させていただきます。	子育て支援課
6	一時預かり事業 P 52	○一時預かり事業について 52ページに、現在33園中16園で実施とあるが、本当でしょうか? 私が実際に利用しようとした際に、一時預かりを掲げているほとんどの保育所に電話しましたが、保育士不足で在園児以外の一時的預かりは行ってないとの回答が多かったです。私が電話をかけた範囲では、行っているのは2園のみでした。利用したのが2年程前なので、状況が変わっているかもしれませんが、現状を教えてください。 また、最大利用可能数24,000人日についても疑問を感じます。予約をしたくて、1ヶ月前の受付開始8:30に電話を掛けてもすでにキャンセル待ちだったことも多々あります。需要に対して供給が少ないのに、表記に違和感を感じます。	2年前の一時的預かりの状況では、委員が電話を掛けられた範囲で2園のみとのことですが、公立では4カ所一時預かりを行っており、一時預かりの職員は常時配置しております。私立の保育園16カ所においても、一時預かり保育を実施していることを確認しております。 また、公立の一時的預かりにおいては、今年度は昨年度と比較し一時預かりの申し込み件数は全体的に減少しているように思われます。 最大受入人数24,000人日については、各園定員5名とし、年間の受入れ開所日数全て毎日受入れができるものとして想定しています。	子育て支援課

番号	素案箇所	質問	回答	担当課																																				
7	病児保育 P53	<p>P53 病児保育事業 率直な印象で恐縮ですが、前回と比較しますと内容が大きく異なっております。 これほど変化した理由を教えてくださいませんか。</p> <p>◎飯塚市子ども・子育て支援事業計画「平成27年3月」 【量の見込み】 【確保の方策】</p> <table border="1" data-bbox="331 427 808 608"> <tr> <td>・H25年度(実績)</td> <td>342人日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・H27年度</td> <td>1,138人日</td> <td>1,680人日</td> </tr> <tr> <td>・H28年度</td> <td>1,126人日</td> <td>1,680人日</td> </tr> <tr> <td>・H29年度</td> <td>1,110人日</td> <td>2,400人日</td> </tr> <tr> <td>・H30年度</td> <td>1,092人日</td> <td>2,400人日</td> </tr> <tr> <td>・H31年度</td> <td>1,075人日</td> <td>2,400人日</td> </tr> </table> <p>◎飯塚市子ども・子育て支援事業計画「令和2年3月(案)」 【量の見込み】 【確保の方策】</p> <table border="1" data-bbox="331 708 808 888"> <tr> <td>・H30年度(実績)</td> <td>152人日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・R2年度</td> <td>179人日</td> <td>200人日</td> </tr> <tr> <td>・R3年度</td> <td>174人日</td> <td>200人日</td> </tr> <tr> <td>・R4年度</td> <td>167人日</td> <td>200人日</td> </tr> <tr> <td>・R5年度</td> <td>161人日</td> <td>200人日</td> </tr> <tr> <td>・R6年度</td> <td>156人日</td> <td>200人日</td> </tr> </table> <p>ニーズ調査(P16)では、就学前児童の78.1%は病気で休んだ経験があり、年間で13日(平均)にのびります。 その場合の対処方法は、母親が休んだ(78.4%)、父親が休んだ(22.6%)とあります。 保護者が休んだ場合の経済的損失・生産性低下など、算出方法がございましたら、明示していただけますと幸いです。 最後に、病児保育の利用率が低い(4.3%)理由は何でしょうか。 利用率を上げるための具体的な方策や病児保育の代替案があれば、ご教示ください。</p>	・H25年度(実績)	342人日	-	・H27年度	1,138人日	1,680人日	・H28年度	1,126人日	1,680人日	・H29年度	1,110人日	2,400人日	・H30年度	1,092人日	2,400人日	・H31年度	1,075人日	2,400人日	・H30年度(実績)	152人日	-	・R2年度	179人日	200人日	・R3年度	174人日	200人日	・R4年度	167人日	200人日	・R5年度	161人日	200人日	・R6年度	156人日	200人日	<p>「量の見込み」「確保の方策」の違いについて 現計画の量の見込みは、 確保の方策は、H27年度、H28年度は2カ所(定員7名)×240日=1680人日 H29年度、H30年度、H31年度は3カ所(定員10名)×240日=2,400人日としておりました。 令和2年3月案の量の見込みは、国の標準的算出と直近の利用実績の乖離が大きかったため、ニーズ調査の「日常的に子どもをみてもらえる親族がいない」と回答した結果を加味し算出し、確保の方策の200人日は申し込みキャンセルの多さや感染症による受入れをした場合に受入れ人数の制限をすること等を考慮し受入れ可能数で考えておりましたが、最大受入 定員6名×240日 1,440人日に修正いたします。 子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育て支援に関する量の見込みを算出するために保護者へのアンケートとしてニーズ調査は行いますが、子育て支援課においては、保護者が休んだ場合の経済的損失、生産性の低下までは調査しておりませんし、算出方法は把握しておりません。 病児保育の利用率が低い理由は様々考えられると思います。「保護者が仕事を休んで子どもを見る」「祖父母等の身内に見てもらおう」など病児保育を利用されない場合、また、病児保育が予約制になっているため、急な病気である場合に予約できない、予約しようとしたがすでに定員に達していた、予約していたが利用する必要がなくなったため当日キャンセルした。などの理由もあるかと思えます。 今後、企業主導型保育施設の病児保育の状況を確認するとともに、病児保育事業を実施していただける施設について、嘉飯圏域定住自立兼事業としても検討していきたいと考えております。そのため、利用率を上げるための方策というより、保護者が病児保育を利用したい状況もしくは預けなければならない状況にある時に預けることができる環境整備につとめていきたいと考えております。</p>	子育て支援課
・H25年度(実績)	342人日	-																																						
・H27年度	1,138人日	1,680人日																																						
・H28年度	1,126人日	1,680人日																																						
・H29年度	1,110人日	2,400人日																																						
・H30年度	1,092人日	2,400人日																																						
・H31年度	1,075人日	2,400人日																																						
・H30年度(実績)	152人日	-																																						
・R2年度	179人日	200人日																																						
・R3年度	174人日	200人日																																						
・R4年度	167人日	200人日																																						
・R5年度	161人日	200人日																																						
・R6年度	156人日	200人日																																						
8	待機児童	<p>前回の会議開始すぐに市議会福祉文教委員会に関する説明がありましたが、その中で2019年11月1日時点で保育所等の未利用者数は121人、実質の待機児童数は28人とおっしゃっていたと思います。 しかし、本日付の西日本新聞朝刊(筑豊版)には「希望した保育所に入れない実質的な待機児童は121人」と書かれていました。 これはどちらが正しいのでしょうか？</p>	<p>未利用児童とは、保育所入所申し込みをしたものの希望する施設に入所できなかった方であり、他の施設の入所は希望されていない場合になります。 待機児童については、申し込み希望の施設に入所できず、また希望する施設以外での入所調整(マッチング)を行っても入所できない状況の場合になります。 新聞社に以前確認したところ、新聞報道においては入所できない児童のことは全て待機児童と記事に書くよう統一しているとのことでした。</p>	子育て支援課																																				

番号	素案箇所	質問	回答	担当課
9	保育所定数 待機児童	西日本新聞（11/15朝刊）に関する説明を求めます。 ①私立2保育所 定数減（移譲後の定数減） ②待機児童 121人 あわせて、市議会福祉文教委員会で配布された保育行政に関する資料を子ども・子育て会議でも共有していただきたいです。（残念ながら、前回の会議では十分な審議がなされませんでした。）	①私立2保育所の定数減については、11月14日の福祉文教委員会の中で今年度定員が40名減っていることについて、待機児童がいる中で定員減について市は承知したのかとの質問がありました。定員変更申請を県に提出する際に市からの意見書を添付することになっており、市からは「待機児童が発生している状況では定員減は認められない」旨の内容で意見書を作成し、市としては承諾していないと回答しております。この中に民営化した園はあるのか、施設の改修は行ったのか、改修に補助金がでるが、その場合ルール違反とはならないかとの質問があり、民営化した園は1園、その園は施設改修を行っている、施設改修の補助金については返還対象にはならないことを県に確認している点について回答しております。 ②待機児童121人については、（No.8の回答）に同じ ※資料1-4参照	子育て支援課
10	保育所定数	○「確保の方策」に関連する、私立2保育所定数減について 現存の保育所の定数を減らして、新しい保育園を作ることに違和感を感じます。どうして、市としてその法人にメスをいれないのか？保育士不足の背景に何があるのか、しっかり調査して踏み込むべき。32ページ[3]質の高い教育・保育を掲げているのに。	委員のご意見についてですが、保育所の運営等に関し基準を満たしていない、もしくは法令違反の恐れがある場合、県や市が立ち入り調査を行うことはありますが、保育士不足で入所できない状況については、法令違反とはならないため強制的に調査を行う権限はありません。子育て支援課としては、保育所に入所できない状況の原因が保育士不足である場合には、一人でも入所できるよう市の保育士確保の方策である生活資金貸付や緊急支援等の事業を活用し保育士確保に努めていただくよう日頃よりお願いしております。 また、先日の会議の議論になっていた法人へ現状について、以下の内容を聞き取り調査しました。 ・保育士の募集は随時行っており、派遣会社にも頼んでいる。 ・保育実習生の受入れを行っており、次年度は実習受け入れを行った学生2名の採用が確定している。 ・平成29年度に保育士が5名退職した理由について、出産や結婚が重なった点、公立の臨時保育士として就労していた人が、公立保育所では保育補助的な役割だったが、担任を受け持ったりするなど補助的な役割でなくなり負担が大きかったことが考えられる。 今後も引き続き、保育士確保状況の確認を行い、保育士確保に努めていただくよう働きかけて参ります。	子育て支援課

番号	素案箇所	質問	回答	担当課
11	保育士不足 縦割り保育	社会福祉法人いしずえ会の状況を詳しく教えてください。 とくに、あいだつくしんぼ保育園について、入所率の減少はどのようにしてでしょうか。 保育士不足、縦割り保育に関して、非常に大切な答弁がございました。そちらにつきましても、先ほどと同じように資料の提示と説明を求めます。	社会福祉法人いしずえ会状況ということですが、各園の入所状況についてのお尋ねかと思えますので、最新の入所状況については11月14日開催の福祉文教委員会資料「令和元年11月1日各年齢別の入所状況」にて報告した入所率を報告いたします。 なのはな保育園107.1%、たけのこ保育園88.3%、つはらたんぼ保育園105%、あいだつくしんぼ保育園64.2%、あいだつくしんぼ保育園の入所率の減少については、平成27年度に民営化しましたので、その時からの状況は平成27年4月90.0%、平成28年4月93.3%、平成29年4月73.3%、平成30年4月60.0%、平成31年4月60.8%、11月時点では64.2%です。1歳児については、13名の定員に対して17名と多く受入れをさせていただいております。 保育士不足については、11月時点で0歳児定員13名に対し現在11名の受入れをしておりますが保育士不足で現在受入れできない状況にあります。0歳児であいだつくしんぼ保育所への入所希望の状況は第2希望で1名、第3希望で1名申し込みをされている状況です。1歳児については定員13名のところ17名まで受入れをされており、2歳児以上については入所希望がない状況であります。現状を確認したところ、次年度は実習した学生の採用が2名決定しており、また、いしずえ会で3名の支援員が研修を受講し保育士確保に取り組んでいることを聞き取り調査いたしました。 縦割り保育については、いしずえ会のたけのこ保育園を開園した当初より縦割り保育を実践している。当初は、3,4,5歳児の縦割りだったが、その後、2歳児から5歳児までの縦割を実践するようになった。0歳,1歳については、同じ部屋で過ごしているが、発達に合わせ、その日の保育指導計画で関わっており、保育士不足で縦割りをしているものではないことを聞き取り調査いたしました。	子育て支援課
12	広域入所	飯塚市内で待機児童が多数存在する中、他市町村の子ども達が飯塚市内の教育・保育施設に入所しているのはなぜですか？ 何かやむを得ない事情を考慮してとのことなのですか？	子どもの送迎の関係から、保護者の勤務先に近い、または勤務先までの経路にある施設や、身内にお迎えをお願いすることが多いため、児童の祖父母宅に近い施設への入所を希望されることもあります。そのような場合、お住まいの地域以外の施設に入所となる場合があります。 飯塚市の場合、市外から入所児童の受け入れを行う一方、他の自治体に受け入れもお願いしており、11月時点の状況では市内の受け入れ児童数は約70名、他の自治体へ受け入れをお願いしている児童は約160名と、市外への受け入れをお願いする児童が多い状況になっています。	子育て支援課